



- ②の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約の内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものとなるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めることなど、契約内容の変更を最小限にとめるよう努力すること。
- (2)当社が、旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレット等に記載している集合場所を出発(集合)してから、当該解散所に帰着(解散)するまでとなります。ご自宅から集合・解散場所までの間、航空機又は列車等を利用する場合や宿泊を必要とする場合は、当社では可能な限りでこの手配に応じますが、この部分は当社と別途旅行契約を締結することとなり、募集型企画旅行契約には含まれません。
- (3)(1)の業務は、添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない場合は現地係員又は現地において当社が手配を行う者の(以下「手配代行者」といいます。)が行います。
- (4)添乗員の同行しない旅行にあっては、現地における当社(現地係員又は手配代行者等を含みます。)の連絡先を確定書面(最終日程表)に明示します。
- (5)添乗員の同行の有無はパンフレット等に明示します。
- (6)添乗員の業務は原則として8時から20時までです。
- (7)当社が、旅行中のお客様が疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めるときは、必要な措置を講じることがあります。この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

#### 1.6 当社の指示

お客様は旅行開始後旅行終了までの間、団体として行動していただくときは、自由行動時間中を除き旅行を安全かつ円滑に実施するための当社(添乗員、現地係員又は手配代行者等を含みます。)の指示に従っていただきます。指示に従わず団体行動の規律を乱し、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げた場合は、旅行の途中でであってもお客様の事後の旅行契約を解除することがあります。

#### 1.7 当社の責任

- (1)当社は旅行契約の履行にあたって、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときはお客様が被られた損害を賠償いたします(損害発生の日から起算して2年以内当社に当社に対して通知があった場合に限り)します。
- (2)手配代行者とは、当社が旅行先において、お客様に提供する運送・宿泊機関等のサービス提供機関(航空機、鉄道、バス、ホテル等)の手配を当社に変わって手配する者(現地手配会社)をいいます。
- (3)お客様が、次に例示するような当社又は当社の手配代行者の関与し得ない事由による損害を被られたときは、当社はお客様に対して(1)の責任を負いません。ただし、当社又は手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。
- ①天災地変、戦乱、暴動又はこれらに生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止  
②運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止  
③官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離又はこれらに生じる旅行日程の変更若しくは旅行の中止  
④自由行動中の事故  
⑤食中毒  
⑥盗難  
⑦運送機関の遅延・不通・スケジュール変更・経路変更など又これらによって生じる旅行日程の変更・目的地滞在時間の短縮

(4)手荷物について生じた本項(1)の損害につきましては、本項(1)の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して14日以内当社に対して申出があった場合に限り、お客様1名につき15万円を限度に(当社又は当社の手配代行者に故意又は重大な過失がある場合を除きます)賠償いたします。

#### 1.8 特別補償

- (1)当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規程」に従い、お客様又はその法定相続人に死亡補償金、後遺傷害補償金、通院見舞金及び入院見舞金を支払います。補償金等の額は、通院見舞金として通院日数により10万円～5万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、死亡補償金として、1,500万円です。また、携帯品に損害を被ったときは、「特別補償規程」により携帯品損害補償金を支払います。携帯品に係る損害補償金は、お客様おひとりにつき15万円を限度とします。ただし、補償対象品の一個又は一対については、10万円を限度とします。ただし、現金、クレジットカード、貴重品、磁気ディスク、その他「特別補償規程」第18条第2項に定める品目については補償しません。
- (2)お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害が、お客様の故意、お客様の故意による法令に違反する行為、無免許若しくは酒酔い運転、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のスカイダイビング、ハンググライダー・搭乗、超軽運動力機(モーターハンググライダー)、マイクロプロセック、ウルトラライト機等)搭乗、ジャロプロ搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるもの等約款の別紙「特別補償規程」第3条、第4条及び第5条に該当する場合は、当社は(1)の補償金及び見舞金を支払いません。ただし、当該運動があらかじめ募集型企画旅行の日程に含まれているときは、この限りではありません。
- (3)日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、募集型企画旅行参加中とはいたしません。また、お客様が離脱及び復帰の予定をあらかじめ当社に届け出ることなく(離脱したとき又は復帰の予定なく離脱したときは、離脱のときから復帰までの間又はその離脱したときから後は募集型企画旅行参加中とはいたしません。
- (4)(1)の傷害・損害については、第17項(1)の規定に基づく責任を負うときは、(1)による補償金は当社が負担すべき損害賠償金の一部(又は全部)に充当します。
- (5)当社が(1)による補償金支払義務と第17項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額の限度において補償金支払義務、損害賠償義務とも履行されたものとします。

#### 1.9 オプションツアー又は情報提供

- (1)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の旅行代金を収受して実施する募集型企画旅行(以下「オプションツアー」といいます。))のうち、当社が旅行企画・実施するもの第18項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱います。当社実施のオプションツアーは、パンフレット等で明示します。
- (2)オプションツアーの旅行企画・実施者が当社以外の旅行会社である旨をパンフレット等に明示した場合には、当社の募集型企画旅行ではありません。
- ア お申込みは原則として現地となり、お支払も現地となります。
- イ 契約はオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が定めた旅行条件により行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- ウ 契約の成立は、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が承諾したときに成立します。
- エ 契約成立後の解除、取消料については、お申込みの際、オプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等にご確認ください。
- オ 当社以外がオプションツアーを旅行企画・実施する旅行会社等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。
- (3)当社は、オプションツアー参加中のお客様に発生した第2項1で規定する損害については、同項の規定に基づき補償金又は見舞金を支払います。
- (4)当社は、パンフレット等で「単なる情報提供として可能なスポーツ等に記載することがあります。この場合、当該可能なスポーツに参加中のお客様に発生した損害に対しては、当社は第18項の特別補償規程(又は全部)ですが、それ以外の責任は負いません。

#### 2.0 旅程保証

- (1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、お支払対象旅行代金に右欄に記載する率を乗じた額の変更補償金を、旅行終了の日翌日から起算して30日以内に支払います。ただし、当該変更が次のア、イ、ウ、エに該当する場合は、変更補償金を支払いません。
- ア 契約内容の重要な変更が生じた原因が次に示すものであることが明白な場合(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したこと(いわゆるオーバーブック等)による場合は除きます)。
- a 旅行日程に支障をきたす悪天候を含む天災地変  
b 戦乱  
c 暴動  
d 官公署の命令  
e 欠航、不通、休業等の運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止  
f 遅延、運送スケジュール変更等の当初の運行計画によらない運送サービスの提供  
g 旅行参加者の生命又は身体の安全確保のための必要な措置  
イ 第17項の規定に基づき当社の責任が明らかである場合。  
ウ 第13項の規定に基づき旅行契約が解除された場合の当該解除された部分に係る変更であつたとき。  
エ パンフレット等に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができたとき。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額 = お支払対象旅行代金 ×1件につき下記の率	
	旅行開始前	旅行開始後
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した観光施設(レストランを含む)その他旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限り)です。	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑧上記①～⑦に掲げる変更のうち契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

- 注1:「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。
- 注2:確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面に記載の内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取扱います。
- 注3:③号又は④号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取扱います。
- 注4:④号に掲げる運送機関の種類又は会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
- 注5:④号又は⑥号もしくは⑦号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取扱います。
- 注6:⑥号に掲げる変更については、①号からの号までの率を適用せず、⑥号によりします。

- (2)(1)の規定にかかわらず、当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様おひとりに対して1旅行契約につき旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。また、お客様おひとりに対して1旅行契約につき支払うべき変更補償金が1,000円未満の場合は、変更補償金を支払いません。
- (3)当社は、お客様が同意された場合に限り、金銭による変更補償金の支払に替えて、同等価値以上の物品又は旅行サービスの提供により補償を行うことがあります。
- (4)当社が(1)の変更補償金を支払った後に、第17項の規定に基づき当社の責任が発生することが明らかになった場合は、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社は、当社が支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額をお支払します。

#### 2.1 お客様の責任

- (1)お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、若しくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、お客様は当社に対し損害を賠償しなければなりません。
- (2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他募集型企画旅行の内容について理解するように努めなければなりません。
- (3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

#### 2.2 通信契約

- (1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。))より、所定の伝票への「会員の署名名を旅行代金の支払いを受けること」(以下「通信契約」といいます。))を条件に、「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行のお申込みを受けられる場合があります。その場合、旅行代金の全額を決済するものとする。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店が該当しないとき、業務上の理由等でお受けできない場合もあります。(受託旅行会社により当該取扱いができません場合があります。また取扱い可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は、通信契約に該当せず、通常の旅行契約となります。))
- (2)通信契約により旅行契約を締結するときの旅行条件は、通常の募集型企画旅行契約の場合と一部異なります。その主な点は下記内容です。
- ア 通信契約のお申込みの際に、会員は申込みしよする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に、「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

- イ 通信契約による旅行契約は、電話による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとする。郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による申込みの場合は当社が契約の締結を承諾する旨の通知が会員に到達した時に成立するものとする。
- ウ 通信契約でのカード利用日は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除日の申出のあった日となります。

#### 2.3 その他

- (1)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員、現地係員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様を疾病・傷害等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物、貴重品の紛失、忘れ物回収に伴う諸費用及び別行動手配のために要した諸費用が発生した場合は、お客様に負担していただきます。
- (2)お客様の便宜を図るために、土産物店にご案内することがありますが、お客様に際してはお客様のご責任で購買していただきます。
- (3)当社はいかなる場合も旅行の再実施いたしません。
- (4)当社の募集型企画旅行に参加いただくことにより、航空会社のマイルサービスを受けられる場合がありますが、マイルサービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社に行ってください。なお、利用航空会社の変更等により、お客様が当初受けた予定であったマイルサービスが受け取られなくなったときでも、理由のいかなるかを問わず、当社は第17項(1)及び(4)の責任を負いません。
- (5)旅行中に事故が生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご連絡ください。
- 2.4 旅行条件・旅行代金の基準  
旅行条件・旅行代金の基準は、それぞれパンフレット等に明示します。
- 2.5 個人情報の取扱い

- (1)当社は旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます(ほか、当社は、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等(主要な運送・宿泊機関等については当パンフレット記載の日程表及び別途契約書面に記載した日までに)お送りする確定書面に記載されています。))の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続(以下「手配等」といいます。))に必要な範囲内、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等をお客様の買物の手続に上乗せする範囲内、並びに旅行先の土産品店でのお客様の買物の便宜のために必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関等、保険会社、土産品店に対し、お客様の氏名、住所等の連絡先、パスポート番号及び搭乗される航空便名等、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。お申込みいただいた際には、これらの個人データの提供についてお客様に同意いただいた際になります。
- (2)このほか、当社では、旅行保険等旅行に必要な当社と提携する企業の商品やサービスののご案内、当社の商品等のご案内、旅行参加後のご意見や感想の提供やアンケートのお願い、特典サービスの提供、将来、よりよい旅行商品を開発するためのマーケティング分析、統計資料の作成のために、お客様の個人情報を提供させていただきます。このほか、当社は、旅行中に傷害があった場合、天候等の影響で旅行日程に大幅な変更があった場合等も備え、お客様が旅行中の国内連絡先の方の個人情報を提供いたします。この個人情報は、お客様に傷害があった場合やお客様が旅行日程に大幅な変更があった場合、その他等国内連絡先の方へ連絡が必要である当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社等に提供することについて国内連絡先の方の同意を得るものとします。
- (4)上記のほか、当社の個人情報取扱いに関する方針については、当社のホームページ( <https://all-travel.jp/> )でご確認ください。

